

商業登記所における法人の実質的支配者情報の
把握促進に関する研究会
～有識者による議論の取りまとめ～

令和2年7月

商業登記所における法人の実質的支配者情報の
把握促進に関する研究会参加有識者

(座長) 早稲田大学大学院法務研究科教授 岩原 紳 作

一般社団法人全国銀行協会
コンプライアンス部長 阿部 耕 一

弁護士 (第二東京弁護士会) 片山 達

東京大学大学院法学政治学研究科教授 加藤 貴 仁

一橋大学法学研究科教授 角田 美穂子

司法書士 (京都司法書士会) 内藤 卓

第1 背景となる国内外の情勢

- 1 法人の実質的支配者を把握することは、国際的要請であり、マネー・ローンダリング／テロ資金供与防止の観点から、各国において取組が進められている。そのような取組が十分に行われていない国においては、その国の企業、特に金融機関が海外取引を行うに当たって取引の相手方である金融機関からリスクが高いとの評価を受け取引コストが増大する事態を招き得る。そのため、その取組状況については、各国の金融機関も高い関心を有している。
- 2 法人の実質的支配者の把握を含め、マネー・ローンダリング／テロ資金供与対策に関する国際的な取組の推進について、大きな役割を担っているのがFATF（金融活動作業部会）である。FATFは、1989年にG7アルシュ・サミット経済宣言を受け設立が合意された政府間枠組みであり、マネー・ローンダリング／テロ資金等の脅威撲滅のため、国際基準の策定、加盟国に対して効果的な遵守や体制の構築の促し等を行っている。

FATFは、加盟国が遵守すべき包括的かつ一貫性のある枠組みを示す「勧告」を行っており、各国によるその遵守状況については、法令、執行手段、権限ある当局の権限及び手続といった技術的観点から評価されることとなる。さらに、FATFは、各国のマネー・ローンダリング／テロ資金等対策の有効性に関する指標である「直接的効果」(Immediate Outcome, IO)も作成しており、各国はこの観点からも評価されることとなる。

法人の実質的支配者の把握に関する主な勧告及び直接的効果としては、勧告10、勧告24、直接的効果5が挙げられ、その内容は次のとおりである。

① 勧告10

この勧告は、金融機関が、一定の場合に、顧客管理措置をとることを求めるものであり、顧客管理として次の事項を含む措置を求めるものである。

「受益者の身元を確認し、金融機関が当該受益者が誰であるかについて確認できるように、受益者の身元を照合するための合理的な措置をとる。この中には、金融機関が法人及び法的取極めについて当該顧客の所有権及び管理構造を把握することも含まれるべきである。」

なお、この義務は、勧告22により、一定の条件の下で、指定非金融業者及び職業専門家にも適用されることとなっている。

② 勧告24

この勧告は、法人の透明性及び真の受益者に関して、次の事項を含む措置を求めるものである。

「各国は、資金洗浄又はテロ資金供与のための法人の悪用を防止する

ための措置を講じるべきである。各国は、権限ある当局が、適時に、法人の受益所有及び支配について、十分に、正確なかつ時宜を得た情報を入手することができ、又はそのような情報にアクセスできることを確保すべきである。」

また、FATF は、技術的観点のみならず、有効性の観点からも評価を行うこととしており、実質的支配者の把握の関係では次の指標を設定している。

③ 直接的効果 5 (I05)

直接的効果 5 は次のとおり定められている。

「資金洗浄及びテロ資金供与を目的とした法人及び法的取極めの濫用が予防されており、また、実質的支配者に関する情報が権限ある当局に支障なく入手可能となっている。」

- 3 FATF は、各国による勧告 24 を遵守するための取組を促進するため、2019 年 10 月、推奨すべき取組の紹介等を内容とする「法人の実質的支配者に関するベストプラクティス (Best Practices on Beneficial Ownership for Legal Persons)」(以下「FATF ベストプラクティス」という。)を公表した。

FATF ベストプラクティスでは、複数の情報源(登録機関を情報源とする手法(the Registry Approach)、会社を情報源とする手法(the Company Approach)、既存の情報源を活用する手法(the Existing Information Approach))を組み合わせたことが、法人が犯罪目的で悪用されることを防止し、法人の実質的支配に関する透明性を十分に確保するための方策を実施するために効果的であるとして、推奨されている。

登録機関を情報源とする手法(the Registry Approach)とは、法人の登録機関において、法人の実質的支配者に関する最新の情報を取得し保持するものである。

会社を情報源とする手法(the Company Approach)とは、会社に、株主又は構成員のリストを保持し、更新することにより、当該会社の実質的支配者に関する最新の情報を取得し保持することを求めるものである。

既存の情報源を活用する手法(the Existing Information Approach)とは、法人の実質的支配者を特定するために当該法人の実質的支配に関して収集された既存の情報を活用するものである。

- 4 我が国においては、法人の実質的支配者を把握するためには、公証人が定款認証を行う際に嘱託人に対し設立される株式会社等の実質的支配者となるべき者の申告を求める取組を行っており、この取組は FATF ベストプラクティスに取り上げられるなど国際的にも評価を受けている。また、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪

収益移転防止法」という。)の下で、金融機関を始めとする特定事業者(犯罪収益移転防止法第2条第2項に規定する特定事業者をいう。以下同じ。)が顧客の実質的支配者を確認する取組を行っている。

その上で、法人の設立後の継続的な実質的支配者の把握については更なる取組を行う必要があり、この点に関しては、権限ある当局が更新された法人の実質的支配者情報にアクセスできるようにすることは、国際的要請であり(勧告24参照)、また、一般社団法人全国銀行協会が加盟行に対して行ったアンケートにおいても、法人の設立後の継続的な実質的支配者の把握、実質的支配者情報の登記事項への追加、金融機関による登録されている実質的支配者情報への直接のアクセス等を実現するための取組を行うことを求める意見が多かった。

- 5 法人の実質的支配者の把握に関する国際的動向をみると、欧州では、2015年のEU指令(2015/849)により、加盟国には、①加盟国内で設立された会社等の法人に、自己の実質的支配者について、正確、最新かつ十分な情報を取得し保持することを義務付けること及び②実質的支配者情報へのアクセスを容易にするために、これらの法人の実質的支配者に関する情報を集める一元的な登録機関を設立することなどが求められている。

さらに、2018年のEU指令(2018/843)により、加盟国には、実質的支配者情報へのアクセス権者を拡大することや、実質的支配者の確認義務者に自己の情報と登録情報との齟齬を発見した場合の登録機関への報告義務を課すことなどが求められている。

イギリス(EU加盟当時)、ドイツ、フランス等のEU加盟国等では、これらのEU指令に沿った取組が行われており、既にFATFの第4次相互審査(審査結果は2018年12月公表)を受けているイギリスは、勧告24及びIO5について、高い評価を受けている。イギリスは、2007年の第3次相互審査においては、現在の勧告24に相当する当時の勧告33に関してPCの評価を受けていた(当時IOの指標はなかった。)が、2018年の第4次相互審査では、勧告24に関してLCの評価を、直接的効果5に関してSubstantialの評価を受けている(※)。なお、日本は、2008年の第3次相互審査において、当時の勧告33についてNCの評価を受けている。

※ 勧告の評価は、上から、C(Compliant)、LC(Largely Compliant)、PC(Partially Compliant)、NC(Non-Compliant)の4段階。

勧告24に関しては、Cの評価を受けた国は未だ存在せず、実際に与えられた評価の中ではLCが最も高い評価となっている。

直接的効果の評価は、上から、High、Substantial、Moderate、Lowの4段階。これに対し、アメリカでは、連邦、州いずれのレベルにおいても実質的

支配者情報の登録制度は存在しないようである。

欧州各国及びアメリカの制度の概要は次のとおりである。

	イギリス	ドイツ	フランス	アメリカ
機関	商業登記を担う機関 (Companies House)	商業登記を担う機関とは別機関	商業登記を担う機関 (商事裁判所登記課)	連邦, 州いずれのレベルにおいても, BO情報登録制度は存在しないようである。
対象	上場企業を除く会社	全ての会社	上場会社を除く会社等	
申告・登録	実質的支配者を記載した名簿(PSC名簿)の備付け, 登録機関へも申告して登録	実質的支配者情報を登録機関に申告して登録	実質的支配者情報を登録機関に申告して登録	
更新	変更が生じれば更新義務	変更が生じれば更新義務	変更が生じれば更新義務	
正確性確保	BOの確認義務者には, 自己の情報と登録情報との齟齬を発見した場合の登録機関への報告義務	BOの確認義務者には, 自己の情報と登録情報との齟齬を発見した場合の登録機関への報告義務	自己の情報と登録情報との齟齬が発見された場合の報告の仕組みあり	
情報へのアクセス	何人も住所以外の登録情報にアクセス可	BOの基本情報(氏名, 出生年月日, 居住国, 国籍, BOの種類)について, 何人もアクセス可	BOの基本情報(氏名, 出生年月日, 居住国, 国籍, BOの種類)について, 何人もアクセス可	
制裁	PSC名簿の備付義務, 更新義務, 申告・登録義務等に違反すると, 刑罰による制裁	申告義務, 更新義務等に違反すると, 刑罰による制裁	申告義務, 更新義務等に違反すると, 刑罰による制裁	
第4次FATF審査	R24:LC, IO5:Substantial (Dec 2018)	未評価	未評価	R24:NC, IO5:Low (Dec 2016)

※「BO」は, 実質的支配者の略。

「R24」は, 勧告 24 の略。

「IO5」は, 直接的効果 5 の略。

- 6 以上の情勢に照らし, 設立後の法人の実質的支配者の継続的な把握に関する取組を行うため, 商業登記所における法人の実質的支配者情報の把握促進について検討を行うことは有益であると考えられたことから, 法務省民事局長によって本研究会が立ち上げられ, 財務省及び金融庁からもオブザーバー参加を得て会合が行われた。

第2 議論の前提及び検討課題

1 議論の前提

(1) 顧客の実質的支配者の確認に関する犯罪収益移転防止法の枠組み

特定事業者は, 顧客等との間で特定取引等を行うに際して, 当該顧客等が法人(国, 地方公共団体, 上場会社等を除く。)である場合には, 当該顧客等の代表者等から申告を受ける方法によりその事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定めるもの(以下「実質的支配者」という。)の本人特定事項(氏名, 住居及び生年月日)の確認を行わなければならないこととされている(犯罪収益移転防止法第4条第1項第1号, 第4号, 第5項, 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号。以下「犯罪収益

移転防止法施行規則」という。) 第 11 条第 1 項)。

そして、当該取引がなりすましの疑いのある取引、偽りの疑いのある取引、特定国等（イラン、北朝鮮）居住者等との取引、外国の重要な公的地位を有する者（PEPs）との取引といったハイリスク取引である場合には、特定事業者は、申告された実質的支配者と顧客との関係を株主名簿、有価証券報告書等の書類によって確認しなければならないこととされている（犯罪収益移転防止法第 4 条第 2 項、犯罪収益移転防止法施行規則第 14 条第 3 項）。

実質的支配者の意義については、次のとおりである（犯罪収益移転防止法施行規則第 11 条）。なお、国、地方公共団体、上場会社等及びその子会社は、実質的支配者該当性の判断においては、自然人とみなされる（同条第 4 項）。

ア 顧客が株式会社等の犯罪収益移転防止法施行規則第 11 条第 2 項第 1 号に規定する資本多数決法人（以下「資本多数決法人」という。）の場合

次の①から④までのうちいずれかの者が実質的支配者となる。

- ① 当該法人の議決権の総数の 2 分の 1 を超える議決権を直接又は間接に有していると認められる自然人がある場合には、当該自然人（以下「実質的支配者類型①」という。）
- ② ①の者がいない場合において、当該法人の議決権の総数の 4 分の 1 を超える議決権を直接又は間接に有していると認められる自然人がある場合には、当該自然人（以下「実質的支配者類型②」という。）
- ③ ①及び②の者がいない場合において、出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人がある場合には、当該自然人（以下「実質的支配者類型③」という。）
- ④ ①から③までの者がいない場合には、当該法人を代表し、その業務を執行する自然人（以下「実質的支配者類型④」という。）

イ 顧客が資本多数決法人以外の法人の場合

次の①又は②の者が実質的支配者となる。

- ① 次の(A)又は(B)の者が実質的支配者となる。
 - (A) (a)又は(b)の者が実質的支配者となる。
 - (a) 当該法人の事業から生ずる収益又は当該事業に係る財産の総額の 2 分の 1 を超える収益の配当又は財産の分配を受ける権利を有していると認められる自然人がある場合には、当該自然人
 - (b) (a)の者がいない場合において、当該法人の事業から生ずる収益

又は当該事業に係る財産の総額の4分の1を超える収益の配当又は財産の分配を受ける権利を有していると認められる自然人がある場合には、当該自然人

(B) 出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人がある場合には、当該自然人

② ①の者がいない場合には、当該法人を代表し、その業務を執行する自然人

(2) 金融庁マネロンガイドラインの枠組み

金融庁が平成31年4月に作成した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(以下「金融庁マネロンガイドライン」という。)においては、金融機関による顧客管理における実質的支配者の確認に関して、「顧客及びその実質的支配者の本人特定事項を含む本人確認事項、取引目的等の調査に当たっては、信頼に足る証跡を求めてこれを行うこと」とされている。

そして、この「信頼に足る証跡」に関して、何を、いかなる方法で確認・勘案すべきかについては、最低水準を画一的に全ての顧客に当てはめるのではなく、リスクが高い場合についてはより深く、証跡を求めて確認を行うなど、リスクに応じた対応を図るべきであると考えられている(金融庁マネロンガイドラインに関するパブリックコメントの結果である「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」15頁参照(※))。

※ <https://www.fsa.go.jp/news/30/20180206/gaiyou.pdf>

(3) 銀行による顧客の実質的支配者の確認の実務

銀行による顧客の実質的支配者の確認は、次のとおり、犯罪収益移転防止法の枠組みに沿って行われている。

ア 犯罪収益移転防止法第4条第2項のハイリスク取引の場合

ハイリスク取引の都度、実質的支配者の本人特定事項については申告にもとづいて、実質的支配者と顧客との関係については、株主名簿や有価証券報告書等の法令に定められた書類によって確認されている。

イ 通常の特定期間取引の場合

実質的支配者の本人特定事項及び実質的支配者と顧客との関係について、顧客の申告に基づき確認されている。

なお、通常の特定期間取引の場合であっても、各銀行は、その運用の中で、取引開始時や継続的顧客管理の中で、実質的支配者と顧客との関係や、実質的支配者の本人特定事項について、リスクに応じて信頼に足る証跡と

なる資料を確認することがある。

(4) 公証人の行う定款認証における実質的支配者となるべき者の申告

株式会社等の法人を設立する際に、公証人が行う定款認証において、起業者（嘱託人）は、公証人に対し、当該株式会社等の実質的支配者となるべき者及びその者の暴力団員等への該当性を申告するものとされている（公証人法施行規則（昭和24年法務府令第9号）第13条第4項）。

公証人は、申告された実質的支配者について、定款その他の資料によってその実質的支配者の該当性を判断するとともに、当該実質的支配者が暴力団員等に該当していないかを確認し、また、申告された実質的支配者の実在性等を本人確認の書面により確認している。

また、公証人は、定款認証後に、嘱託人の求めに応じて、嘱託人から受けた申告の内容及びその内容を審査した結果嘱託拒否事由が認められないと判断して定款を認証した旨を証明する「申告受理及び認証証明書」を発行している。

(5) 商業登記所

商業登記の事務については、当事者の営業所の所在地を管轄する（登記事務委任されている場合を含む。）法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が登記所としてつかさどっており（商業登記法（昭和38年法律第125号）第1条の3）、この登記所がいわゆる商業登記所である。商業登記所は、令和2年6月1日時点で、全国に84箇所存在する。

設立後の法人の基礎的な情報は、商業登記所に登記されており、当該業務を担う登記官は、商業・法人登記の分野において高度な専門性を有している。

2 検討課題

本件研究会の課題は、商業登記所における法人の実質的支配者情報の把握促進策として、法人の申出により、商業登記所が、当該法人が作成した実質的支配者リスト（実質的支配者について、その要件である議決権の保有に関する情報を記載した書面をいう。）について、所定の添付書面によりその内容を確認して写しを作成し、写しであることの認証を付す制度（以下「本制度」という。）を創設することについて、その必要性及び制度の内容について検討を行うものである。

検討課題に関する論点は次のとおりである。

(1) 本制度を創設する必要性

ア 国際的には、EU加盟国等の制度のように、法人、実質的支配者、実質的支配者情報の確認義務者などに一定の義務を課し、実質的支配者情

報を登録機関に集め、その正確性を確保するものもある中で、法人が任意に利用することを前提とした本制度は、利用を見込むことができるか。
イ 本制度は、どのような場面で利用されることが想定されるか。

(2) 本制度の対象

ア 本制度を利用することができる法人について、資本多数決法人である株式会社及び特例有限会社のみを対象とすることについてどのように考えるか。

イ 本制度の対象とする実質的支配者の類型について、商業登記所の業務に馴染む種類の書面による審査が可能である実質的支配者類型①及び実質的支配者類型②のみを対象とし、また、株主が外国会社である場合を制度の対象としないことについてどのように考えるか。

(3) 実質的支配者リストの写しを発行する事務のフロー

本制度について、次の事務フローとすることについてどのように考えるか。

- ① 本制度を利用しようとする法人（以下「申出法人」という。）が実質的支配者リストを作成し、所定の添付書面とともに商業登記所の登記官に提出し、実質的支配者リストの保管及び写しの交付の申出をする。
- ② 申出を受けた登記官は、添付書面及び商業登記所の保有する情報等に基づき実質的支配者リストの内容を調査し、それらの内容が合致していることを確認したときは、実質的支配者リストをスキャンして保管するとともに、申出法人について、実質的支配者リストが保管されている旨を登記簿に付記し、その上で、当該法人に対し、実質的支配者リストの写しに登記官が写しであることの認証を付したものを交付する。

(4) 申出された実質的支配者情報の正確性を確認する方法

ア 申出された実質的支配者について、実質的支配者の該当性を確認するために、どのような添付書面の提出を求めるべきか。

- 一 現在の銀行の顧客の実質的支配者確認の実務を参考に、株主名簿の写し、確定申告書（法人税）別表二の明細書の写し、公証人の発行する申告受理及び認証証明書等の提出を求める考え方（案①）や、これまでの銀行実務とは異なる確認方法によることとし、第三者が証明を付した株主名簿の写し等の提出を求める考え方（案②）があり得るが、いずれの考え方に拠るべきか。
- 一 実質的支配者が法人の議決権を間接に保有する場合において、上位会社及び実質的支配者の協力が得られない場合の取扱いをどのようにすべきか。

- ー 申出された実質的支配者の本人確認の書面の提出を求めるべきか。
- イ 虚偽の申出がされた場合の制裁としては、どのようなものが考えられるか。

(5) 実質的支配者リストの記載事項

実質的支配者リストには、いかなる事項を記載すべきか。

(6) 本制度を利用する法人の理解を促進する方法

本制度が法人の実質的支配者把握のための効果的な制度として機能するためには、本制度を利用する法人の間に本制度に関する理解が広まり、十分に利用されることが必要であるところ、そのような理解を促進する方法としてどのようなものが考えられるか。

(7) 想定される実質的支配者リストの写しの需要の大きさ

本制度は、どのような法人が、どのような場面、頻度で利用することが想定されるか。

(8) 商業登記所で管理する実質的支配者情報へのアクセス

実質的支配者リストは、個人情報を含むものであり、申出法人のみが交付を請求することができる制度とすることはいかがか。

(9) 根拠法令

本制度については、法務省令に規定を設けることとしてはいかがか。

(10) その他将来の課題

本制度は、まずは、来年度中を目途に実施することができる事項について、迅速に導入することが考えられるが、その後の将来の課題としては更にどのようなものが考えられるか。

第3 議論の取りまとめ

1 本制度開始時の本制度の在り方

(1) 本制度を創設する必要性

ア 登録機関を情報源とする手法を整備する必要性

法人の実質的支配者の把握については、前述のとおり、国内外から要請されている。我が国においては、特定事業者が個別に顧客の実質的支配者の確認を行っている。また、公証人が定款認証を行う際に、設立される株式会社等の実質的支配者となるべき者及びその暴力団員等への該当性について確認を行っており、この取組については、FATF ベストプラクティスに取り上げられるなど国際的にも評価を得ている。

他方で、前記第1の5掲記のEU加盟国等の取組等の先進的な他国の取組と比較すると、法人設立後の一元的かつ継続的な実質的支配者の把握が課題として残されていることがうかがわれ、そのような課題へ

の取組を行うことについては、銀行業界からも要請されている。

本制度は、上記課題について、商業登記所による取組を行うものであり、前記第1の3掲記の三つの手法のうち登録機関を情報源とする手法（the Registry Approach）に該当し、法人の実質的支配者情報の把握に関する確度と精度を高める取組として、我が国における他の手法による取組と相まって、国際的にも、前向きな施策として受け止められ得るものである。

本制度は、法人が自己の実質的支配者を証明するために適宜利用することができるほか、銀行が顧客の実質的支配者を確認する際に、顧客の申告内容の正確性を確認するための資料として、必要に応じて、提出を求めるという形で利用することも可能となる。そこで、国内の銀行業界からも、顧客の実質的支配者を確認する際の「信頼に足る証跡」として実質的支配者リストの写しを利用することができるようになることにより、実質的支配者の確認の信頼性が高まることが期待されている。

イ 商業登記所を登録機関とする必要性

商業登記所は、法人の基礎的な情報を登記する業務（商業・法人登記）を担う機関であり、当該業務を担う登記官は、商業・法人登記の分野において高度な専門性を有しているため、商業登記所は、設立後の法人の実質的支配者情報の継続的な把握を行う機関として適していると考えられる。

商業登記所の登記官が実質的支配者リストの写しを発行する際に確認する添付書面について、現在各銀行がそれぞれ行っている実質的支配者の確認において各顧客ごとに個別に提出を求めている書面を参考に定めることとした場合にも、専門性を有する商業登記所の登記官が実質的支配者情報を確認するハブとなって統一的な添付書面をもって判断を行うことにより、個々の金融機関が窓口でその都度確認を行っている現状に比べ、運用の統一性及び一定レベルの判断水準が担保されることにより信頼性が向上するとともに金融機関及び顧客の負担が軽減し、社会全体のコストが低減するとともに、取引がより迅速に行われる効果が期待される。

ウ 小括

本制度は、法人が任意に利用することを前提とする制度であり、EU加盟国等の制度のように関係当事者に義務を課すものではないが、後述のとおり、我が国における実質的支配者把握の仕組み全体の中で適切に位置付けられることにより、法人の実質的支配者の確認の信頼性を

高めるものであり、本制度を導入することの意義は大きいと考えられる。

(2) 本制度の対象

ア 制度の対象となる法人の種類及び実質的支配者の類型

本制度は、商業登記所による新たな取組であり、また、一般的に商業登記所は、その業務に馴染む種類の書面による審査により行うことができる業務を担う機関であると考えられてきたことに照らし、まずは、資本多数決法人である株式会社及び特例有限会社のうち、その実質的支配者が実質的支配者類型①及び実質的支配者類型②であるものを対象とし、また、株主が外国会社である場合を対象としないこととして開始するという進め方は、適切であると考えられる。

他方で、合同会社等の資本多数決法人以外の法人、株式会社及び特例有限会社のうち実質的支配者が実質的支配者類型③又は実質的支配者類型④のもの、株主が外国会社であるものについても、実質的支配者の一元的かつ継続的な把握が課題であることは同様である。

そこで、本制度の対象外となった法人や実質的支配者の類型については、将来の課題として、本制度導入後の運用状況も踏まえて、その在り方について検討を行うことが相当である。

その際には、登記所の業務は、一般的に、その業務に馴染む種類の書面による審査により行うものとされているところ、資本多数決法人以外の法人の実質的支配者の確認については、貸借対照表や損益計算書等の収益の配当や財産の分配の状況を明らかにする資料を確認する必要があり、また、最初の段階の審査で、出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有する自然人の有無を確認する必要があることなどから、より実体的な審査が必要になるものの、書面による審査は可能であることなども考慮して、登記所の業務に適するか否か、また、仮に適さない場合にはどのような機関が担うべきであるかなどを含め検討を行う必要がある。

イ 本制度の対象となる取引の類型

本制度は、犯罪収益移転防止法第4条第2項のハイリスク取引、通常の特定期限取引のいずれの種類の取引についても利用することが可能である。

(3) 実質的支配者リストの写しを発行する事務フロー

実質的支配者リストの写しの発行の事務フローに関し、第2の2(3)掲記のとおり、申出法人が作成した書面について登記官がその正確性を添付書面により確認するものとするのは、一般的な商業登記の事務フロー

一とも整合するものである。

また、登記官が申出のあった実質的支配者リストをスキャンして保管することについても、商業登記所において、実質的支配者情報を保管するものであり、実質的支配者を継続的に把握する観点から効果的な取組であると考えられる。

さらに、登記官が、申出法人について、実質的支配者リストが保管されている旨を登記簿に付記することについても、後述のとおり、本制度の利用を促進する効果があると考えられる。

(4) 申出された実質的支配者情報の正確性を確認する方法

申出の際に申出法人から提出される実質的支配者リストの正確性を登記官が確認する方法については、現在の銀行の顧客の実質的支配者確認の実務を参考に、株主名簿の写し、確定申告書（法人税）別表二の明細書の写し、公証人の発行する申告受理及び認証証明書等の提出を求める考え方（案①）を採用すべきである。

その上で、実質的支配者が法人の議決権を間接に保有する場合における実質的支配者と法人の関係や、実質的支配者の本人特定事項に関する確認の在り方については、実務上のニーズにも照らしながら、引き続き検討を行うべきである。

申出法人が虚偽の資料を用いるなどして申出を行った場合には、個別の事案に応じて、関係法令に基づき制裁が科され得る。例えば、申出法人が株主名簿に虚偽の記載をした場合には、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 976 条第 7 号の規定により 100 万円以下の過料に処せられることになる。

(5) 実質的支配者リストの記載事項

実質的支配者リストは、犯罪収益移転防止法の枠組みの下で金融機関等の特定事業者が顧客の実質的支配者について確認し、確認記録として一定期間保存しなければならない事項を網羅している必要があり、次の事項を記載することが相当である（別添実質的支配者リストサンプル参照）。

- 一 申出法人の商号、本店所在地、会社法人等番号
- 一 実質的支配者情報を確認した時点
- 一 作成者
- 一 実質的支配者の該当事由
- 一 実質的支配者の本人特定事項として、氏名（及びふりがな）、住居、国籍等、生年月日、性別
- 一 実質的支配者が有する申出法人の議決権割合及び間接保有の有無

- 実質的支配者が申出法人の議決権を間接保有する場合には、支配関係図
- 実質的支配者該当性に関する添付書面の種類
- 実質的支配者の本人確認の書面の種類

(6) 本制度を利用する法人の理解を促進する方法

本制度については、法人が自己の実質的支配者を証明するために利用することができるほか、銀行が顧客の実質的支配者を確認する際に、顧客の申告内容の正確性を確認するための資料として、顧客に実質的支配者リストの写しの提出を求めるという形で利用されることが想定されているところ、そのような運用を行うためには、銀行の顧客による本制度の理解を深めることが重要である。

この点に関しては、まず、前記第3の1(3)掲記のとおり、本制度を利用した法人については、実質的支配者リストが保管されている旨が登記簿に付記され、登記事項証明書にもその旨を記載することを想定しているため、申出法人は、金融機関以外の当事者と取引を行う際に、取引の相手方から、求めがあれば実質的支配者リストの写しを提出することのできる透明性の高い会社であると認識される。そのため、その信頼性が向上するという事実上の利点を当該法人が享受し得るものであり、このことにより、一定程度本制度の意義についての理解が広まると考えられる。

さらに、銀行の顧客の理解を促進するためには、本制度が、我が国における実質的支配者情報把握の仕組み全体の中で適切に位置付けられることが重要である。そこで、今後、金融庁マネロンガイドラインを含め、我が国の仕組み全体の中で、本制度が適切に位置付けられるよう、銀行業界、金融庁と連携して更に検討を進めていくことが必要である。

また、本制度の意義について理解を広めるために、関係機関が連携して周知を行うことも必要であると考えられる。周知に当たっては、公的機関を装ったフェイクメール等によって利用者に被害が生ずるといような事態の発生を防止することにも留意すべきである。

(7) 実質的支配者リストの写しの利用が想定される場面

令和元年12月末時点の株式会社及び特例有限会社の数は約345万5000社であるところ、本制度は、主に、これらの法人が、特定事業者と取引を行う際に利用することが想定される。

いかなる場合に実質的支配者リストの写しの提出が求められるかについては、特定事業者の運用に委ねられることとなるが、顧客との取引開始時や、継続的顧客管理を行う中で、公的機関による客観的かつ統一的な判断が必要となる場合等に求められることになると考えられる。

(8) 商業登記所で管理する実質的支配者情報へのアクセス

実質的支配者情報は、個人情報を含むプライバシー性の高い情報であることから、本制度の導入に当たっては、申出法人のみが交付を請求することができる制度とすることが考えられる。

その上で、将来的には、商業登記所の管理する実質的支配者情報へのアクセス権者の拡大について、本制度の運用状況もみながら、更なる制度改正を行うことを含め、検討を行うことが相当である。

(9) 根拠法令・施行時期

本制度については、まずは、法務省令により、令和3年度中を目途に、速やかに制度導入を実施することが相当である。

その上で、将来的には、本制度開始後の運用状況もみながら、より根本的な制度改正を行うことの要否についても検討を行うことが相当である。

2 本制度導入後の課題

本制度導入後の運用状況を踏まえつつ、次の事項について更に検討を行うことが相当である。

- ・ 資本多数決法人以外の法人に関する実質的支配者の把握の在り方
- ・ 株式会社及び特例有限会社の実質的支配者類型③及び実質的支配者類型④の実質的支配者の把握の在り方
- ・ 株主が外国法人である場合の実質的支配者の把握の在り方
- ・ 実質的支配者、実質的支配者が法人の議決権を間接に有している場合における上位会社、実質的支配者の確認義務者等から、実質的支配者情報の提供を受けることができる仕組みの在り方
- ・ 商業登記所の管理する実質的支配者情報へのアクセス権者の範囲
- ・ 商業登記所に保管される実質的支配者リストの保管の在り方
- ・ 実質的支配者変更の適時の把握の在り方
- ・ オンラインによる実質的支配者リストの保管及び写しの交付の手の実施
- ・ 申出法人の申出内容に関する正確性の確認における、AIの導入等IT技術の活用

第4 おわりに

法人の実質的支配者を把握することは、国際的要請であり、各国は、知恵を絞り、リスクの評価、ビジネスの効率性、プライバシーの要請など、それぞれが置かれている異なる状況に適しており、かつ、より効果的な制度の実現に向けて取り組んでいる。また、我が国においてそのような取組を行うことは、金融機関が円滑に海外取引を行うための環境整備にも資するなど、我が国の企業による国

際的な経済活動を支える制度的インフラを整備することにも資するものである。本制度は、法人の実質的支配者を把握するための複数の手法のうち、我が国ではこれまで十分に活用されてこなかった、登録機関を情報源とする手法（the Registry Approach）により、設立後の法人の実質的支配者の継続的把握という残された課題について取組を行うものであり、その意義は大きい。

今後、まずは、本制度を円滑かつ速やかに導入することが重要であり、その上で、本制度の運用状況や国際的動向もみながら、更なる取組に向けた検討を行っていくことが期待される。